

約款 (LION FX のお客様用)対比表

平成 28 年 10 月 3 日

(青字部分は追加、**青字**部分は削除箇所)

現 行	変 更 後
<p>第4条(口座の開設)</p> <p>お客様は、本取引の口座(以下、「本口座」といいます。)開設を希望するにあたり、本約款その他当社の定める規則等に同意の上、本口座の開設を申し込むものとします。</p> <p>2. お客様の本口座開設の諾否は当社の審査基準に基づき判定するものとします。</p>	<p>第4条(口座の開設)</p> <p>お客様は、本取引の口座(以下、「本口座」といいます。)開設を希望するにあたり、本約款その他当社の定める規則等に同意の上、本口座の開設を申し込むものとします。</p> <p>2. お客様の本口座開設の諾否は当社の審査基準に基づき判定するものとします。</p> <p>3. 取引口座の開設にあたっては、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」等の関係諸法令(以下、「犯罪収益移転防止法等」という)所定の方法により、本人確認を行います。</p> <p>4. 取引口座の開設後、犯罪収益移転防止法等所定の本人確認が必要な場合、または当社が必要と判断した場合、当社はおお客様に対し、再度当社が指定する本人確認書類の提出を請求いたします。この提出がなされない場合、当社はその裁量により、当該お客様の取引を制限することができるものとします。</p> <p>5. お客様(法人の場合、実質的支配者)は、犯罪収益移転防止法等に規定される外国PEPs(重要な公的地位を有する者)に該当しないことを表明し、該当する場合または該当することとなった場合は、当社に速やかに申し出るものとします。</p>
<p>第34条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第21条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の(8)(9)(11)(14)(15)(18)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該当すると判断した場合、当社は、事前の通知なく当該口座を凍結し、該当すると判断した過去の取引まで遡って、約定を無効とすることができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はおお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。</p> <p>(1)～(19)省略</p> <p>(20)前各号の他、やむを得ない事由により当社がおお客様に対し、本口</p>	<p>第34条(解約)</p> <p>お客様が次の各号または第21条に掲げる事項のいずれかに該当すると当社が判断した場合、本口座は解約されます。解約時においてお客様の本取引における未決済ポジションが残存する場合またはお客様の当社に対する本約款に基づく債務が残存する場合、その決済が終了するまで当該決済に必要な限度において本約款は効力を有するものとします。ただし、お客様が次の(8)(9)(11)(14)(15)(18)のいずれかに該当し、さらに過去まで遡って該当すると判断した場合、当社は、事前の通知なく当該口座を凍結し、該当すると判断した過去の取引まで遡って、約定を無効とすることができるものとします。これによりお客様の口座に不足金が生じた場合、当社はおお客様に当該不足金を請求できるものとします。また、当社が損害を被った場合、お客様は当該損害額について、賠償責任を負うものとします。なお、当社はいかなる理由があっても、約定の無効によりお客様に生じた一切の損害につき、お客様に対して何らの責任も負わないものとします。</p> <p>(1)～(19)省略</p> <p>(20)お客様(法人の場合、実質的支配者)が、外国PEPs(重要な</p>

座の解約の申し出をしたとき	公的地位を有する者)に該当することとなったとき、もしくは該当することとなったと当社が合理的に判断したとき (21)前各号の他、やむを得ない事由により当社がお客様に対し、本口座の解約の申し出をしたとき
平成 27 年 12 月 21 日現在	平成 28 年 10 月 3 日

|